第明治三十五種郵便物認可

百四十二　福島県における医療福祉機器・創薬産業拠点整備事業
百四十三　浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業
百四十四　プロープ情報の集約化・共有化の推進事業
百四十五　放射性廃棄物共通技術調査等委託費
百四十六　マルチセラミックス膜新断熱材料の開発
百四十七　密閉型植物工場を活用した遺伝子組換え植物ものづくり実証研究開発
百四十八　民間企業の研究開発力強化及び実用化支援事業
百四十九　有害化学物質代替技術開発
百五十　洋上風力発電等技術研究開発
百五十一　ライフサイエンスデータベースプロジェクト
百五十二　リアルタイム・キャリブレーション技術開発
百五十三　立体構造新機能集積回路（ドリームチップ）技術開発

○財務省告示第百四号

特別会計の情報開示に関する省令（平成十九年財務省令第三十号）第一条の規定に基づき、特別会計財務書類の作成基準を定める件（平成二十年三月財務省告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳

特別会計財務書類の作成基準

第１章　特別会計財務書類の体系等

１．体系

特別会計財務書類の体系は、貸借対照表、業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書、区分別収支計算書及びこれらに関連する事項についての附属明細書とする。

２．作成単位

特別会計財務書類の作成単位は、特別会計とする。ただし、勘定区分が設けられている特別会計においては、勘定とする。

３．作成に際しての基礎的な計数

特別会計財務書類は、歳入歳出決算及び国有財産台帳等の計数を基礎として作成する。

４．作成基準日

特別会計財務書類の作成基準日は、会計年度末（３月31日）とする。ただし、出納整理期間が設けられている特別会計は、当該出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とする。

なお、出納整理期間が設けられている場合には、その旨及び出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨を注記する。

５．計数の単位

特別会計財務書類に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位（単位未満切り捨て）をもって表示する。

第２章　貸借対照表

１．貸借対照表の作成目的等

⑴　作成目的

貸借対照表は、会計年度末において特別会計に帰属する資産及び負債の状況を明らかにすることを目的として作成する。

⑵　区分等

貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「資産・負債差額の部」の３区分とする。

資産の部及び負債の部について、流動・固定の区分は行わないが、配列については、流動性配列法とする。

⑶　外貨建金銭債権債務等の換算

外国通貨、外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券等（以下「外貨建金銭債権債務等」という。）については、原則として、会計年度末の為替レートで換算し、その換算方法を注記する。

また、外貨建金銭債権債務等の換算差額については、業務費用計算書に計上する。

ただし、外貨建金銭債権債務等の保有が政策的に要請されているものに係る換算差額は、資産・負債差額増減計算書に計上する。

２．資産項目

資産については、現金・預金、有価証券、たな卸資産、貸付金、有形固定資産及び出資金等、過去の取引又は事象の結果として特別会計に帰属する資源であって、それにより将来の業務提供能力又は経済的便益が期待されるものを計上し、形態を表す科目によって表示する。また、貸借対照表価額については、それぞれの資産の所有目的に応じた評価基準及び評価方法により計上する。

⑴　現金・預金

手持ち現金、日本銀行預託金、財政融資資金預託金のほか、円貨預け金及び外貨預け金等を「現金・預金」として計上する。

また、供託金、契約保証金等として、特別会計が保管しているものについては、特別会計に消費寄託されていることから「現金・預金」として計上する。なお、消費寄託の寄託者からの請求権は「保管金等」として負債の部に計上する。

⑵　有価証券

①　計上対象

特別会計が保有している債券等及び政策目的以外の目的をもって保有する有価証券を「有価証券」として計上する。また、有価証券の評価基準及び評価方法を注記する。

なお、契約保証金等として国に寄託されている有価証券は、国に所有権が移転していないため計上しない。

②　評価基準

有価証券については、「満期保有目的有価証券」及び「満期保有目的以外の有価証券」に区分し、それぞれ次のとおり評価する。

ⅰ　満期保有目的有価証券

満期まで所有する意図をもって保有している債券、いわゆる「満期保有目的有価証券」については、償却原価法によって算定された価額をもって貸借対照表価額とする。

ただし、満期保有目的有価証券で市場価格があるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。なお、債券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。

ⅱ　満期保有目的以外の有価証券

「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについては、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額とする。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上する。

ただし、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについて、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められるときを除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする。この強制評価減に係る評価差額については、業務費用計算書に計上する。なお、有価証券の市場価格の下落率が30%以上である場合には、「著しく下落したとき」に該当するものとする。回復する見込みがあると認められ、市場価格によって評価しない場合には、その旨、その理由及び市場価格との差額を注記する。